

# 家事事件を担う弁護士の役割

日本弁護士連合会

## 令和6年民法等一部改正法の概要（令和6年5月成立）

### 背景

父母の離婚や子の養育に与える深刻な影響、子の養育の在り方の多様化、現状では養育費・親子交流は取決率も履行率も低調、離婚後も父母双方が適切な形で子を養育する責任を果たすことが必要

### 改正法の概要

#### 親の責務等に関する規律を新設

婚姻関係の有無にかかわらず父母が子に対して負う責務を明確化、親権が子の利益のために行使されなければならないものであることを明確化

#### 親権・監護等に関する規律の見直し

離婚後の親権者に関する規律を見直し（共同親権も含む）  
婚姻中を含めた親権行使に関する規律を整備  
監護の分掌に関する規律や、監護者の権利義務に関する規律を整備



#### 養育費の履行確保に向けた見直し

養育費債権に優先権（先取特権）、法定養育費制度導入、執行手続のワンストップ化

#### 安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し

### 課題

社会基盤である家族に関する改正法対応のため、家事事件の受け皿の強化が喫緊の課題。国民の安心に寄与する政策が必須。

## 家事調停官の配属庁拡大について（2025年10月～）

弁護士が弁護士としての身分をもったまま、非常勤裁判官として家事調停官に任官し、家事調停の現場を担っています。家事事件件数が高水準で推移していることに加えて、共同親権の導入を含む民法等一部改正が来春頃に施行されます。このような状況で2025年10月、家事調停官の配置庁が大きく拡大され、12庁の家庭裁判所において新たに配属されました。これにより、家事調停官の総数は89名となりました。

#### 拡大した配属庁：12庁（2025年10月現在）

岩手、福島、茨城、栃木、群馬、長野、岐阜、静岡、滋賀、奈良、岡山、熊本

#### 従前からの配属庁：13庁（2025年10月現在）

札幌・仙台・埼玉・千葉・東京・神奈川・愛知・京都・大阪・兵庫・広島・香川・福岡

# 家事ADRへの期待・社会的ニーズの増加

## ADR利用のメリット

ADR（裁判外紛争解決機関）であれば、裁判所の調停より  
手続が柔軟で期日が入りやすいなどのメリットがある

## 家事ADR（弁護士会ADR）利用促進のために...

- ・家事ADRの利用に適切な事案類型の整理
- ・法務省との連携

## 家事ADRの利用例

- ・養育費の金額
- ・面会交流の回数
- ・子どもの進路選択
- ・進学費用の負担
- ・離婚の公正証書作成前の協議



## 他方で...

離婚・男女問題に関する事件は紛争が激化しやすく、  
弁護士への業務妨害につながりやすい

## 業務妨害の例

- ・事務所や携帯電話への頻繁な架電
- ・面会の強要
- ・脅迫
- ・弁護士会への濫用的な苦情申出、懲戒請求
- ・SNS等での誹謗中傷
- ・不当な刑事告訴

弁護士が臆することなく国民の権利擁護活動を行うために  
日弁連・弁護士会でサポートする必要がある

## サポート例

- ・全国での弁護士業務妨害対策委員会の設置
- ・相談窓口の周知・広報
- ・業務妨害対策マニュアル作成
- ・研修実施
- ・警察との連携

家事事件については、国民の権利擁護の観点からも弁護士が  
対応すべき問題であり、その役割を果たしていく